

行政視察報告書

■目的

山武市のさんむエコノミックガーデニング推進協議会、新宿区の障害者福祉事業所等ネットワーク（しんじゅ Quality）、文部科学省の学校における働き方改革等、多摩市のスタディクーポン事業、及び、府中市の道路等包括管理事業についての調査

■訪問都市

千葉県山武市、東京都新宿区、文部科学省、東京都多摩市、東京都府中市

■期間

令和7年7月29日（火）から7月31日（木）まで

高松市議会

<公明党議員会>

派遣議員名簿

大山高子 中村伸一
春田敬司 中村秀三
中津宏信

1. さんむエコノミックガーデニング推進協議会について

① エコノミックガーデニングとは

エコノミックガーデニング（EG）は、アメリカ・コロラド州リトルトン市発祥の地域経済概念で、地域主要産業の撤退を機に、地元企業の育成と活躍できる環境の創出を主眼とし、産・学・公・民・金が連携する取組を表す。リトルトン市では、EGの取り組みにより1990年から2005年の間で就業者数が約1万5千人から3万5千人に増加し、市の税収も3倍になるという顕著な成果があった。

山武市では、行政が地域経済振興施策の重要性を認識し、平成25年度に市長・副市長を中心となって、市内企業70社を訪問しヒアリングを実施したことが取組の契機となったことに加え、企業課題の明確化や意識の高い経営者との出会いもあり、企業誘致に代わる経済振興策の検討が始まった。同時期に副市長が日本のEG第一人者である拓殖大学の山本教授の話を聞く機会を得て、「地元企業が成長するビジネス環境を作ることで地域経済が活性化する」というEGの考え方と合致したため、山武市もこの手法を取り入れることを決定。

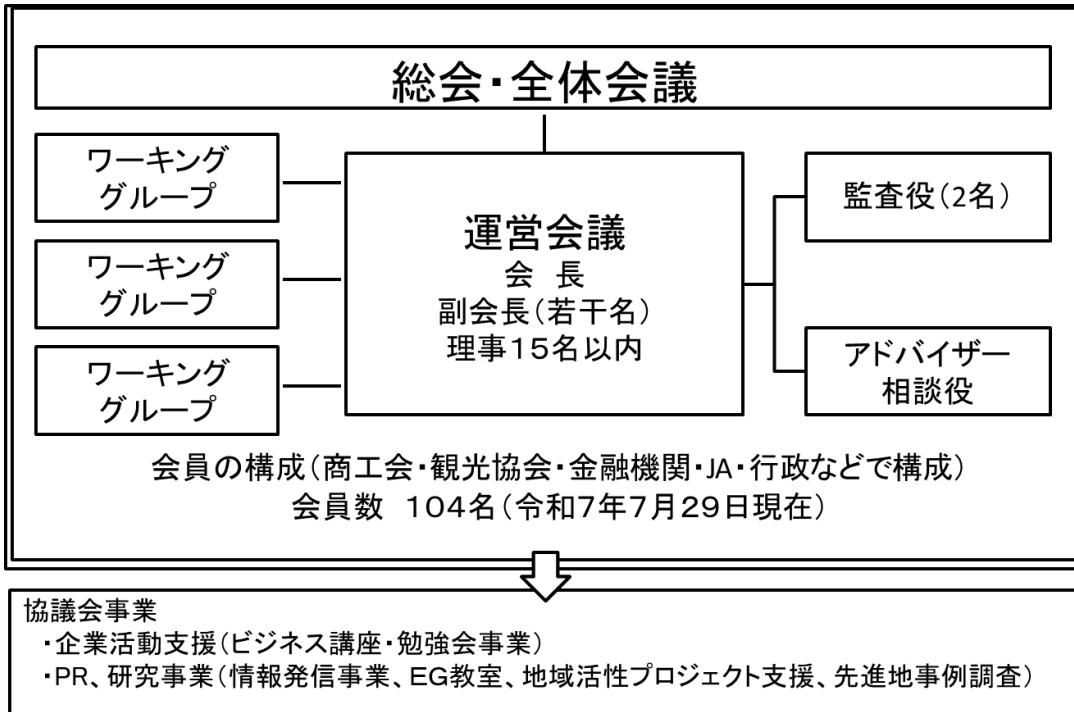
② 山武市エコノミックガーデニング推進協議会（EGさんむ）の設立と活動経緯

山武市では、EG導入に向けた準備段階として、平成26年4月に商工会青年部を中心に「山武エコノミックガーデニング準備委員会」が結成された。この委員会の目的は、地元の中小企業が継続して繁栄できるようなビジネス環境の構築・地域活性化施策の研究、意見交換の場の提供・ビジネス講演会やパイロットプロジェクトの展開であり、準備委員会は、4つのワーキンググループでスタートし、2年間の活動期間中、計14回の委員会、3回の視察研修、複数の講演会やPR活動、市民講座、就職フェアなどを実施した。活動開始当初は市主導であったものの、1年後には地元企業のメンバーが主体となり事業を決定・実行するようになった点が特徴として挙げられる。

準備期間を経て、平成28年4月27日に「さんむエコノミックガーデニング推進協議会（EGさんむ）」が設立された。この協議会の主な目的は以下の5点。

- 地元中小企業の振興
- 地域経済活性化等に係る調査・研究
- 地域内連携・地域内循環の推進
- 異業種交流の推進
- 産・学・公・民・金の連携

さんむエコノミックガーデニング推進協議会組織図



協議会は商工会や商工会青年部などの民間経済団体が主導的な役割を担っており、EG さんむ、商工会、観光協会、行政の 4 者が密に連携して、回復力のある地域経済の構築を目指して。年 1 回の総会、年 1~2 回の全体会議、年 5 回程度の運営会議で構成され、各種ワーキンググループ活動が中心となっている。ワーキンググループは会員であれば誰でも設置でき、会員以外も参加可能で、現在、8 つのワーキンググループが運営されている。また、拓殖大学の山本教授に、EG さんむの設立当初から現在に至るまで継続的に関わってもらい、運営会議や総会に出席して意見やアドバイスをいただいている。

EG さんむは、他の行政主導の EG 事例と異なり、「民間主導」である点が大きな特徴であり、行政からのトップダウンではなく、商工会青年部が主体となって自律的に活動を始めたため、「自分たちがやらなければならない」という意識が強く、そのことが連携や創意工夫に繋がっている。

③ 主要なワーキンググループ活動と具体的な取組

以下、3 つのワーキンググループが中心となって活動している。

・いなかリソースワーキンググループ

地域特有の資源を活用したビジネス創出を目指しており、活動例として、千葉県の名産である山武杉を活用したサイクリスト向けの「サイクルハンガー」を制作し、市内の 35ヶ所の飲食店や事務所に設置している。また、自転車をそのまま乗せることができる JR のサイクルトレイン「B.B.BASE」が松尾駅に停車する際には、ホームでサイクリストにおにぎ

りや地域の PR グッズを提供し、地域の魅力を発信している。これは近年ブームとなっているサイクルツーリズムを誘致し、地域への人の流れを生み出す狙いがある。

また、放置された山林の整備をメンバー自身が行い、その森林資源を活用したビジネスチャンスの創出を模索している。この活動の根底には「人が集まれば仕事ができる」という考え方があり、直接的な売上だけでなく、将来的な観光客増加や地域消費拡大に繋がることを期待している。

・地域産物による地産地消を考えるワーキンググループ

地元の農林水産物を掘り起こし、地産地消を推進することを目的とし、年1回「異業種交流会」を開催しており、地元の飲食店、宿泊業者、農家、生産者、加工業者、製造業者などを繋ぐ場を提供している。過去には山武市特産のイチゴを有効活用するため、地元の飲食店向けにイチゴスイーツの試食会を実施した。

また、販路開拓や拡大に必要なスキルの習得を目的とした講習会も開催している。今後は SNS 活用講習会なども計画しており、まずは地元住民が地元の生産物を知ることに重点を置いている。

・EG 教室事業（PR・研究事業）

次世代を担う児童・生徒を対象に、エコノミックガーデニングの意義や役割を理解してもらうための教室を企画・運営しており、四国の東温市の取り組みを参考に、子どもたちが将来なりたい職業や夢を叶えるためにどうすれば良いかを、EG 会員が講師となって少人数グループで話し合う、「未来デザインゲーム」という小学生向けのゲーム形式の出前講座を実施している。この活動は5~6年継続されており、子どもたちに地域経済の大切さや仕事の創造性を伝える機会となっており、最近では高校生を対象としたキャリア教育の一環として、地元の職業や地域との繋がりについて学ぶ授業も行われている。

④ 山武市中小企業振興基本条例の制定

エコノミックガーデニングの持続可能性を高めるため、行政と民間が強固なパートナーシップを組むことと、条例による裏付けが重要であるという認識から、協議会内で9回の勉強会を重ねた結果、平成29年度に協議会から市に対し「中小企業・小規模事業者振興のための条例の制定に向けた提案」を提出。これを受け、市では条例制定の検討に入り、議会の議決を経て平成30年4月から「山武市中小企業振興基本条例」が施行された。この条例の施行により、中小企業振興施策の理念が確立され、EGを中心とした中小企業振興施策が継続されていくことになった。

⑤ 活動の成果

- ・他業種とのつながり…EG活動を通じて、地元の生産者などの多様な業種の人々との関係性を構築できたことで、自身の事業や生活の質が向上したメンバーもいる。
- ・地域団体との連携… EG さんむのメンバーは、消防団・PTA・子供会など、様々な地域

団体に所属しており、EG の活動がこれらの団体との連携にも繋がっている。小学校での「星空観察会」は、PTA や町づくり協議会と合同で実施されるなど、活動が地域全体に波及している。

⑥ 課題と今後の展望

EG さんむの会員数は、設立当初の 38 名から、現在では 104 名に増加しているが、年会費は徴収せず、市から年間約 230 万円の補助金を得て活動しており、各ワーキンググループは予算を効率的に活用し、メンバーが自発的に材料や道具を持ち寄るなど、工夫を凝らして活動している一方で、参加率の低さ・会議間の連携不足・運営の独立・協議会活動の認知度の低さが課題として挙げられる。また、個々の活動の成果が数値として可視化できていない点も課題となっている。

EG さんむの今後の展望としては、以下の 2 点が挙げられる。

- ・情報発信の強化と人材強化…EG 紙芝居やセミナー活動、展示などを通じ、地域経済の重要性を周知し、次世代を担う人材の育成と定着を図る。
- ・地域資源の活用…地域特有の資源を活かした新たなビジネスモデルの構築を進める。

これらの取り組みを通じて、地域経済の活性化と持続可能な発展を目指している

★⑦ 所感等

地方創生・地域の活性化を推進するうえで、地域の中小企業を「育てる」ことで地域経済を活性化させる政策手法として山武市の「エコノミックガーデニング（以下、EG）」の先進的な取組みを視察した。山武市の商工会議所青年部を中心にワーキンググループ（WG）として、地産地消を考える、EG 教室に取り組む、いなかリース WG など、地元の他業種のネットワークの広がりや、学校で行う未来デザインゲームなどを通して子どもたちにアプローチする教室など幅広い活動を意欲的に実践しており、とても勉強になった。

本市においても、人口減少・高齢化などによる商店数や事業所数の減少や地域経済の縮小が進み、持続可能な地域づくりが課題となっている。エコノミックガーデニングは、地域内での雇用創出と税収増加を目指す有効な手段とされており、地域主導の経済モデル「地元企業による、地域経済活性化のためのビジネスモデル」を構築し、地域の自立性と持続可能性を高める必要があると考える。



2. 新宿区障害者福祉事業所ネットワーク（しんじゅ Quality）について

① 新宿区障害者就労支援ネットワークの設立と目的

2017 年に、区内にある知的・精神・身体障害者支援施設約 30 事業所が連携し、障害者の就労機会の創出、就労意欲の向上、工賃向上、社会参加支援を目的とする「新宿区障害者就労福祉事業所等ネットワーク」が立ち上げられた。

(1) 設立の背景と課題:

当時、事業や成果品が、「全国どこでも障害者施設はあまり変わらない」とよく言われ、新宿の特長を事業所で十分に活かせていないことや、一つの事業所ではできることに限界があることを実感していた。また、受注作業の単価が上がらない・やりがいが見つからない・自主製品の販売場所が見つからないといった課題があり、自分たちが主体的に考え、積極的に行動しようとする意識から設立が始まった。

(2) 設立の目的

- ・障害のある人たちが働く環境を整備し、社会と繋がる
- ・仕事の創出、工賃の向上
- ・地域との連携
- ・障害者への社会認識の向上（ノーマライゼーションの実現）
- ・SGDs（持続可能な開発目標）への貢献

② 受注センターの役割と共同受注

新宿区には、障害者優先調達法に基づき、区の調達方針において「共同受注センター」として位置づけられた「公益財団法人 新宿区勤労者・仕事支援センター」が存在し、これらのセンターは、ネットワークの基盤として重要な役割を担っている。

(1) 仕事の獲得方法:

積極的な営業活動はほとんどしておらず、受託した仕事を確実、誠実にこなすことでの信頼を得て、口コミで仕事が広がっている。新宿区は障害者優先調達法に基づき、区の調達方針を定めており、新宿区から依頼される軽作業や切り出しが可能な業務については、当センターが窓口となっている。区→共同受注センター→各事業所といった業務の一元化が、受注が多くなっている要因であると考える。

(2) 共同受注の仕組み:

発注したい企業や団体がどこに頼めば良いか分からない場合、まず受注センターが窓口となり、仕事を各事業所に割り振る。また事業所に仕事の能力がつけば、事業所が直接企業と契約できるよう、契約書や納期管理などのサポートも行っている。

(3) 品質管理と信頼性:

共同受注では事業所間の品質のばらつきが課題となるが、職員の意識統一と業務の最低限のラインの共通認識を持つための、明確なマニュアルを使った勉強会を通じて

品質を維持し、企業の信頼を得ている。

③ 「しんじゅ Quality・ミツバチプロジェクト」の誕生と発展

ネットワークの活動の中で、自主製品の品質向上と販売機会の創出を目指し、「しんじゅ Quality」というブランドが生まれ、その象徴的なプロジェクトとして「しんじゅ Quality・ミツバチプロジェクト」が2019年に始動した。

(1) プロジェクトの着想:

- ・新宿御苑周辺で養蜂が行われているという地域住民からの情報
- ・銀座ミツバチプロジェクトなど、屋上養蜂の成功事例
- ・蜂蜜は消費期限がなく、保存が容易で廃棄部分がない点も有利

(2) 事業化の困難と連携の力:

- ・養蜂に必要な場所の確保や初期投資(約100万円)の課題があり、単独の事業所では実現が困難だったため、仕事支援センターが行政と連携し、新宿区の協力を得て、区民センター屋上を養蜂場として利用可能にした
- ・地域の協議会が、養蜂に対する住民の不安を払拭するための説明を実施。通常であれば、そのような事案が発生した場合、反対運動が起きても不思議ではない状況だったが、大きな問題なく進めることができ、支援も得ることができた。

- ・新宿地域で養蜂経験のあるボランティアの協力者を確保。
- ・複数の事業所が連携し、障害の特性に応じた作業分担を行うことで、生産性を向上。

(3) 伊勢丹新宿店との連携:

- ・プロジェクト2年目に、既存の養蜂場が改修で利用できなくなる事態に直面したが、プロジェクト1年目から取引のある老舗菓子店の文明堂からの紹介で、伊勢丹新宿店の和菓子バイヤーと繋がり、伊勢丹屋上を養蜂場として利用できるようになった。
- ・伊勢丹に、採れた蜂蜜を買い取ってもらい、伊勢丹はその蜂蜜を「MIEL ISETAN SHINJUKU(ミエル・イセタン・シンジュク)」という独自ブランドで、販売。
- ・伊勢丹がブランディングと販売を担い、障害者による養蜂というストーリー性を顧客にアピール。伊勢丹には富裕層の顧客が多く、そういった客層は、商品の金額よりもストーリー性を重視して買い物をする傾向にあるため、ストーリー性も重視。
- ・伊勢丹との連携により、事業の信頼性が向上し、他の企業(京王プラザホテル、新宿プリンスホテルなど)との連携にも繋がった。

(4) プロジェクトの成果と影響:

- ・養蜂の知識を持つボランティアの協力と複数事業所の連携により、体力的な負担や生産能力の安定性を補完。
- ・年間蜂蜜採取量が年々増加し、1年目の約60kgから昨年は800kgに達した。
- ・2022年には農林水産省主催の「ノウフクアワード」でフレッシュ賞を受賞。

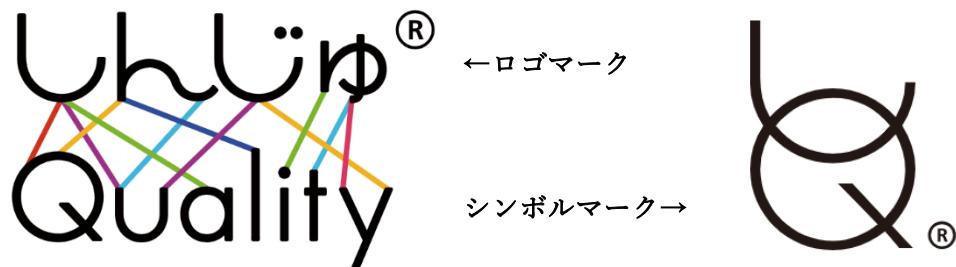
- ・障害者自身が働く喜びを感じ、その家族の就労意欲と社会参加意欲を大きく高めていることが一番の成果
- ・養蜂を行うだけでなく、蜜蜂の生態（刺すのは滅多にない、35度以上で卵が孵らないなど）や、蜂蜜の品質（砂糖水ではなく花の蜜から作ることによる香りや味の違い）について、一般市民への啓発活動や視察対応も行い、その説明も事業所の障害者が行っている。

④ 「しんじゅ Quality」ブランドと販売活動

「しんじゅ Quality」は、障害者が作る製品やサービスの品質向上を目指すブランドであり、その活動はハンドメイドマーケットの開催と連動している。

(1) ハンドメイドマーケット

- ・2018年3月に、新宿マルイ本館で初の「新宿クオリティハンドメイドマーケット」を開催。第1回は10事業所が参加→第2回の参加は17事業所に拡大
- ・伊勢丹新宿店での販売会では、利用者や職員、ボランティアが接客に参加し、社会参加の機会を提供。
- ・ディスプレイ等の技術向上だけでなく、接客も含めて利用者がやりがいを実感。
- ・新宿タカシマヤ、無印良品新宿店など、様々な商業施設での販売機会を創出。
- ・プロのデザイナーによるロゴマークやシンボルマークの作成。作成に当たって、「汎用性が高く、ずっと使えること」、「かっこよさや可愛さなど見た目が良いこと」、「ユニフォームとしてやる気が出ること」等を重視したため、お金はかかったが商品パッケージや、仕事中のユニフォーム等で多く使用できているため、費用体効果は高い。



(2) 商品の多様化と課題:

- ・地元の洋菓子シェフの協力のもと、蜂蜜を使ったマドレーヌなど、商品開発にも挑戦したが、高いクオリティが求められ、継続的な生産が難しいケースも。
- ・企業との連携においては、顧客の飽きを防ぐためにも常に新しい価値を提供する必要がある。

⑤ 財政的仕組みと持続可能性

プロジェクトの持続可能性を確保するため、独自の財政的仕組みが構築されている。

(1) 初期投資と回収

- ・自主製品製造に必要な初期投資（ミツバチプロジェクトの養蜂設備約 100 万円等）は、仕事支援センターからの委託契約によって賄われる。
- ・年間契約を導入することで、障害者が成果報酬ではなく、仕事が成立した段階で報酬を受け取れる仕組みを整えた。
- ・ミツバチプロジェクトの初期投資の回収には約 5 年を要したこともあり、長期的な視点での事業運営を見守ることが重要。
- ・福祉業界では投資や出資が苦手な傾向にあるが、仕事支援センターがその役割を担うことで、事業所が安心して活動に取り組める環境が整備されている。

⑥ プロジェクトの成功要因と今後の展望

- ・リーダーシップ：プロジェクト開始時、各施設の代表者を集めて事業の概要や意義を説明し、推進を促した。理事長や施設長などのトップが事業推進をすることで、事業が順調に進み、成功した。
- ・積極性と主体性：「自分たちで考えて、自分たちから積極的に動いていこう」という意識を重視し、行政や企業からの「やらされている」感覚ではなく、主体的な事業展開を促進。
- ・情報共有と人材活用：定期的な勉強会や連絡会などの情報共有に加え、福祉分野以外の経験を持つ職員（例：販売経験者）を登用し、知識やノウハウを活用。
- ・地域へのこだわり：新宿という地域にこだわり、新宿御苑や商業施設など、地域の資源や特性を最大限に活用。
- ・次世代への継承：プロジェクトチームに若手職員をはじめ、様々な人材を積極的に参加させ、経験を積ませることで、事業の継続性を確保。
- ・今後の展望：「しんじゅ Quality・ミツバチプロジェクト」は、SDGs の目標達成にも貢献しており、今後も地域連携と社会貢献を推進していく方針。地域連携と社会貢献も兼ね備えた新たな発想と柔軟な取り組みを継続することで、共生社会の構築に貢献していきたい。

★⑦ 所感等

専門家の協力により品質が確保され、大手デパート等でもブランドとして販売されているとのことで、働く場の確保と地域資源の活用が結びついた好事例であり、関係者の努力が実を結んでいると感じた。

障害のある方々の就労機会創出を目的とした養蜂事業「しんじゅ Quality みつばちプロジェクト」は 2019 年に開始され、区内 3 か所の養蜂拠点で利用者が養蜂・採蜜・瓶詰め・ラベル貼り等の工程に携わり、地域の養蜂家や専門家の指導により品質管理が行われている。養蜂の作業現場では、就労している方々が、はちみつづくりの説明も担当し、生き生きとお仕事に励んでいる姿を拝見することができました。事業

所の職員と区役所職員とが連携して2017年に立ち上げた 新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク事業の中から生まれた素晴らしい取組だと感じた。品化された天然はちみつ「新宿しQハニー」は区内の販売拠点やイベントで流通しているほか、ふ



るさと納税返礼品として登録されており、
地域との交流や就労支援の成果が見られた。

3. 学校における働き方改革について

① 改革の背景と現状認識

日本の学校教員の労働環境は、長時間労働が常態化し、精神的・身体的負担が大きい現状にあり、これは、教員の健康を脅かすだけでなく、教員の魅力低下、ひいては優秀な人材の確保困難につながり、子どもたちへの質の高い教育提供を妨げる深刻な問題とされている。

(1) 教員の制度的枠組み

・教育職員の給与等特別措置法 (「給特法」：昭和46年)	・教育職員の人材確保特別措置法 (「人確法」：昭和49年)	・教職員定数の改善 (「義務標準法」改正：平成29年)、令和3年)
勤務時間の内外を切り分けがたいという教師の職務の特殊性等を踏まえ、勤務時間の内外を問わず包括的に評価 <u>①時間外勤務手当を支給しない</u> <u>②教職調整額を本給として支給（給料月額の4%）</u>	・教師に優れた人材を確保するため、教師の給与を一般の公務員よりも優遇すると規定 ・3次にわたる給与改善により、地方公務員の一般行政職に比べ、昭和55年当時は、約7%の優遇分を確保	・通級指導や日本語指導等に係る教員定数の基礎定数化 ・小学校における35人学級 ※小学校高学年における教科担任制の推進

(2) 教員の現状

・長時間勤務の常態化

2022 年度の教員勤務実態調査（28 年度比）によると、勤務時間は減少傾向にあるものの、小学校で月平均 41 時間、中学校で月平均 58 時間、高校で月平均 45 時間の時間外勤務が発生しており、国の定める上限（月 45 時間）を多くの教員が超過している。一部の教員は「過労死ライン」とされる月 80 時間を超える勤務に達している（小学校 14%、中学校 37%）。

・教員志願者数の減少

教員採用試験の倍率は過去最低の水準にあり、全国的に『教師不足』が発生している。ブラックな労働環境や業務の大変さなどを理由に採用倍率が低下し、教員の確保が難しい状況が続いている。優秀な人材の確保が困難となっていることが大きな問題。

・教員の給与の優遇の縮小

かつて教員の給与は一般公務員よりも優遇されていたが、その差は大幅に縮小し、現在では約 0.35% 程度の優遇にとどまる。給与面での優遇が縮小していることも、教員志願者の減少の大きな要因となっている。

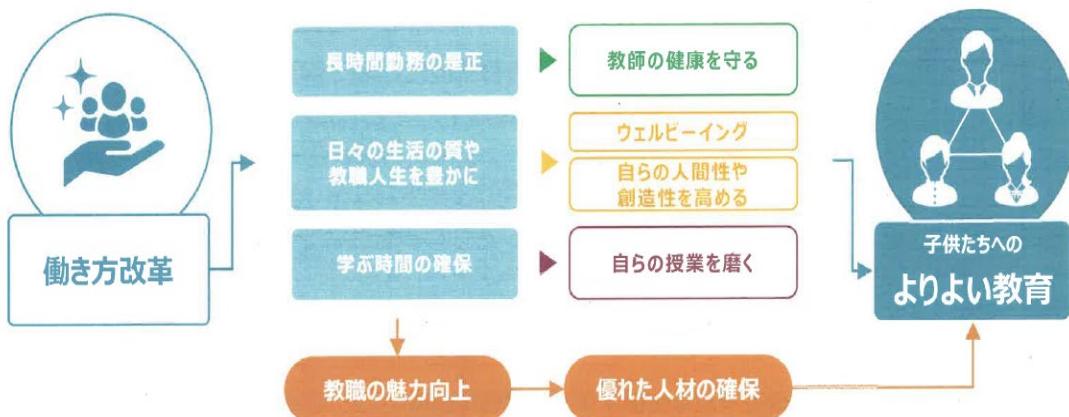
② 働き方改革の目的

働き方改革の目的として、文部科学省は、

- ・教員が教育にかける理想や思いを十分に發揮できる環境を整備すること
 - ・教員を目指す人が、安心して教員を職業選択できるようにすること
- の 2 点を掲げている。

○先生方が教育にかける理想や思いを十分に發揮できる環境を整備すること

○教職を目指す方々が、安心して教師を職業選択できるようにすること



③ これまでの主な取り組み

・業務の精選・見直しの徹底

教師の業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減可能な業務」の 3 つに分類し、

教師の負担軽減を図る。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

・校務 DX の推進

デジタル技術を活用し、事務作業の効率化を図る。「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」を作成し、各学校における取り組みを促進。

・部活動ガイドラインの見直し

教師の部活動負担を軽減し、段階的に地域移行を進める。

・在校等時間の客観的把握と上限設定

教員の勤務時間を正確に把握し、時間外在校等時間を月 45 時間以内、年間 360 時間以内とする上限を定めた。

・教員定数の改善と支援スタッフの配置拡充

小学校の 35 人学級の計画的整備を推進（2025 年度までに小学校 6 年生まで完了）。

・小中学校での教科担任制の導入（中学年・高学年）。

・各種支援員等の増員

教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、学習指導員、校内教育支援員などの支援スタッフを増員。特に教員業務支援員は 2.8 万人規模を目標としている。

④ 今後の取り組み

・働き方改革のさらなる加速化

業務管理・健康確保措置実施計画の策定・公表を義務化し、各市町村教育委員会が計画を作成し、首長と連携して進める。

・地域住民や保護者の協力を得ながら、学校運営協議会などを通じて役割分担を推進。

・校長のマネジメント力を強化し、業務の精選・見直しを促進。

・指導・運営体制の充実

小学校における教科担任制の拡充 (+3,200 人)。

中学校における生徒指導担当教員の配置拡充 (+2,640 人)。

- ・中学校の 35 人学級を令和 8 年度から計画的に推進。
- ・特別支援教育における多様化・複雑化する課題への対応のため、支援員の増員 (+200 人)。
- ・新規採用教員の負担軽減と孤立化防止のため、指導・業務支援体制を強化 (+760 人)。
- ・産育休代替教員の確保のため、常勤での雇用を推進。
- ・「教職調整額」を現在の 4% から段階的に令和 12 年度までに 10% に引き上げる。

教職調整額の引き上げは、法制定以来 50 年ぶり

- ・学級担任への手当加算（月額 3,000 円）、新たな職（「主任教諭（教諭より月額 6,000 円加算）」など）の創設。

⑤ 主な課題

- ・教員志願者不足

定数改善を進めてでも、そもそも教員になりたい人が不足している現状は深刻。教員の魅力を高めるための継続的な努力が必要。

- ・学校施設の改善

職員室などの教員の働く環境が昭和から変わっていない学校も多く、一般企業との格差が大きい。施設の老朽化や狭隘化の改善は、教員のウェルビーイング向上に不可欠。

- ・地域によるばらつき：

働き方改革の進捗や部活動の地域移行には、地域によって大きなばらつきがある。特に DX の進捗状況は地域差が大きい（香川県は進んでいない県の一つ）。

- ・財源確保：

教員増員や支援スタッフ配置、施設改修には多大な財源が必要となる。

4 こども誰でも通園制度について、こども家庭庁より説明

① 制度の概要と背景

- ・名称：「こども誰でも通園制度」（正式名称：「乳児等通園支援事業」）
- ・管轄：こども家庭庁 成育局 保育政策課
- ・目的：全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援すること。特に、これまでの待機児童対策から、保育の「質の確保」へと政策の焦点が移行していることを背景に、「量の拡大」から「質の確保・充実」へ移行する新たな保育政策の柱の一つとして位置づけられている。

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

➡ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

2. 全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【子ども誰でも適応制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

➡ 地域でひとりひとりの子どもの育ちと子育てが
応援・支援される

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【待遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

➡ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



質の高い保育の確保・充実

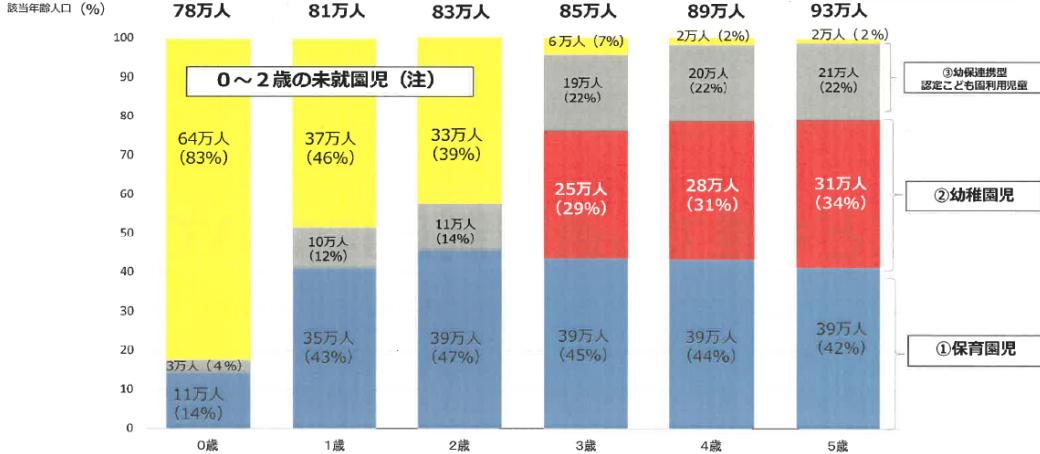
待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

全ての子どもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

- 就労要件: これまでの保育施設と異なり、保護者の就労要件が不要。
- 利用: 月一定時間までの利用が可能で、時間単位での利用が可能。特定の時間帯や曜日でのスポット利用など、保護者のニーズに合わせて柔軟に利用できる。現在は月10時間を上限として実施。
- 対象年齢: 0歳6ヶ月から満3歳未満の児童（3歳以降は幼稚園等が対象）。
- 未就園児の現状: 令和5年度の調査によると、0歳から2歳児の約6割（全国で合計134万人）と3～5歳児の約4割（約10万人）がどの施設にも所属していない「未就園児」である。この制度は、こうした未就園児の育ちを支援することを目的としている。

↓年齢別の未就学園児の割合（令和5年度）



(注)各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和5年10月1日現在）より、なお、各年齢の割合は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の割合は令和5年度「認定こども園に関する状況調査」（令和5年4月1日現在）より、該値は令和5年3月「学校基本調査」（確定値、令和5年5月1日現在）より。

※幼稚園には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。該値は令和5年3月「学校基本調査」（確定値、令和5年5月1日現在）より。

※保育所の数値は「待機児童数調査」（令和5年4月1日現在）より、なお、「保育所」には地方数量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の割値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和4年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業所の利用者数比により換算したもの。

※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用す

る児童を含む。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

② 実施状況と今後のスケジュール

令和6年度は試行事業として全国118の自治体で実施された。

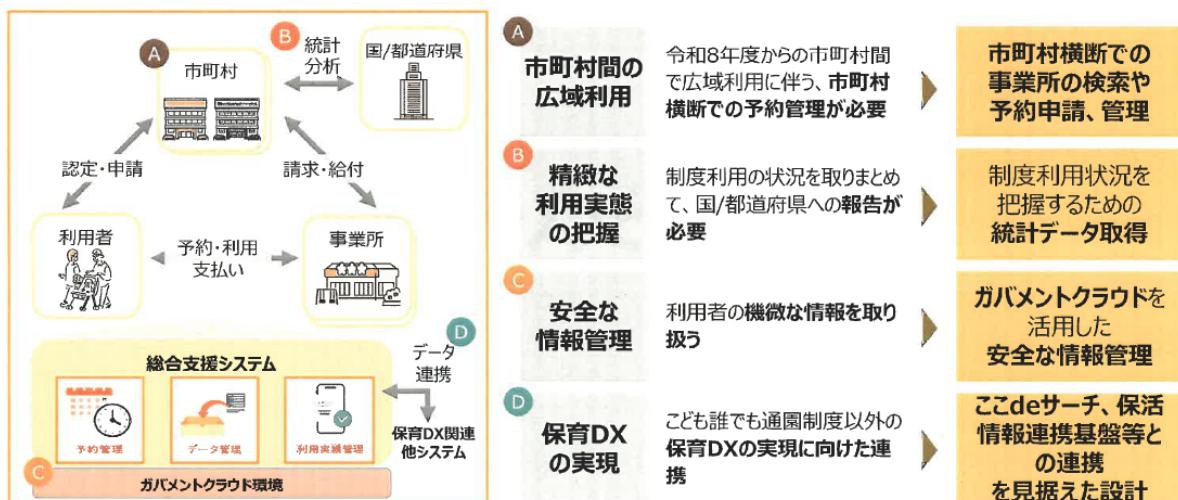
- 令和7年度に法制上、児童福祉法に基づく事業として位置づけられ、制度化された。
- 254の自治体が実施を予定。6月時点で115の自治体が既に実施している。
- 自治体への単価（補助基準）が引き上げられ、0歳児1,300円/時間、1歳児1,100円

/時間、2歳児900円/時間となった（令和6年度は一律850円/時間）。

- ・ICT導入支援など、事業運営の質向上のための対策も講じられている。
- ・令和8年度には、法律に基づく「新たな給付制度」として、全国全ての自治体での本格実施が予定されている。

③ 総合支援システム

- ・概要：令和7年度4月から稼働しているオンラインシステム。
- ・利用者向け機能：スマートフォンからの予約、利用可能時間の確認など。
- ・事業者向け機能：予約情報のデータ管理、自治体への請求書作成・出力など。
- ・費用：無料で利用可能。
- ・現状：2025年5月時点で、システムを利用している自治体は増加傾向にあり、利用者数も顕著に増加している。



④ 実施主体と運営基準

- ・実施施設：認可保育所、幼稚園、認定こども園だけでなく、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設など、幅広い施設での実施が可能。
- ・運営方法
 - 一般型：保育士1人以上の配置を基本とする（併設施設があれば保育士1人+研修を受けた保育事業者が1人で実施可能）。
 - 余裕活用型：既存施設の定員に空きがある場合に、その空きを活用して児童を受け入れる方式。新たな人員配置が不要。
- ・利用料金：1時間あたり300円程度を標準とし、自治体によって徴収の有無や金額が異なる。

⑤ 自治体ネットワークの構築

- ・全国の自治体が円滑に制度を実施できるよう、情報共有や支援を行うための「自治体ネットワーク」を構築し、行政説明会などを実施している。
- ・香川県では、令和7年度に3つの自治体で本制度が実施される予定。
- ・主な関係者の声
 - 利用者: 事前のアンケート調査では利用を希望する声も多く上がっている。
 - 自治体: 予約登録は自治体に申し込む方式であり、命を預かる仕事のため、事前登録は絶対にしてほしい。
 - ・事業者: 3時間からスタートし、段階的に増やしていく方向で進んでいるが、待機児童が発生している段階では預かり自体が難しい。

⑥ 課題と今後の検討事項

- ・利用上限時間（月10時間）について、地域の実情に応じて「足りない」という意見がある一方で、「保育士が足りない」ためこれ以上の時間延長は難しいという意見もあり、賛否両論がある。令和8年度以降のあり方について検討が継続される。
- ・人材確保: 利用時間の増加や制度の全国展開に伴い、保育士確保が重要な課題。
- ・安定的な運営費: 予算事業から給付制度へ移行するにあたり、安定的な運営を可能とする単価の検討が必要。
- ・提供体制の整備: 特に都市部では待機児童が依然として課題であり、既存施設の活用や広域利用を含めた自治体ごとの柔軟な対応が求められる。新たな施設建設ではなく、既存施設での対応が中心となる見込み。
- ・研修制度: 制度従事者の安全確保と質向上のため、研修制度の整備が喫緊の課題。

⑦ ★所感等

「教員の働き方改革」については、各自治体での取り組み進捗状況が「見える化」できるよう改善が促されているので、本市の学校運営協議会での議論の場を設けることなど、チーム学校として「業務の3分類化」のフォローアップやDX推進などを後押ししたい。

「こども誰でも通園制度」については、本市は今年度から月3時間の利用から運用を開始するが、総合支援システムの導入状況などをチェックして参りたい。その他不登校対策については、国の担当者に校内サポートルーム支援員の増員に向け、予算拡充を求めた他、公明党が検討している午後2時以降を探求学習とする「かがやきスクール」について課題や今後のスケジュール感を共有できた。

5 多摩市「スタディクーポン制度」

多摩市は、2013 年度から生活保護受給世帯の子どもたちを対象に、学習塾等にかかる経費（塾代）の支給を行っている。制度開始当初は、領収書提出による事後精算方式であったため、手元にまとまったお金がなく、立て替え払いが困難な世帯等は制度の利用ができなかったり、塾代を支払ったため、月末に食費等のやりくりに困難が生じる世帯がいたりという課題があった。また、ケースワーカーの知識不足等から、塾選びや進路相談への十分な対応が難しいという問題があった。

これらの課題を解消するため、2023 年度からは立て替え払いが不要となるクーポン券方式での塾代支給制度を導入し、合わせて学習塾選びや入塾手続の支援、それに伴う進路相談等の「学習支援コーディネート」を行うことで、貧困を理由に学校外学習の機会を失ってしまう子どもたちの自立促進を支援する「スタディクーポン事業」が開始された。

本事業は東京都の補助金（被保護者自立促進事業補助金）を活用し、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン（CFC）に委託して実施されている。

① スタディクーポン事業の詳細

・対象者と利用資格

対象者: 多摩市で生活保護受給中の小学 4 年生～高校 3 年生の子どもがいる世帯で、クーポン券方式による塾代の支給を希望する生活保護受給中の保護者および子ども。学校に通っていなくても利用可。

・対象学年: 小学 4 年生から高校 3 年生（2019 年度から高校生を追加）。小学 4 年生からの対象としているのは、「小 4 の壁」と呼ばれる、学校の授業が抽象的になり勉強についていけなくなる時期への早期介入を目的としている。

・利用申請: 担当のケースワーカーが制度説明や利用促進を行い、申請を受け付ける。

・クーポン券の配布上限額

下表のとおり、学年別に上限額が設定されている。

小学校 4 年～中学校 2 年	10 万円
高校 1 年～ 2 年	15 万円
中学校 3 年・高校 3 年	30 万円 ※

※令和 6 年度までは、上限 20 万円

・対象となる塾等（参画事業者）

対象範囲: 主要 5 教科（国語、数学、英語、理科、社会）の基礎学力向上や進学に資する学習塾の講座、または通信講座が対象となっており、通信講座には進研ゼミなども含まれる。スポーツ教室や習い事などの教科外活動は対象外。

参画登録: クーポン利用は、スタディクーポン事業に参画登録している学習塾等に限ら

れるため、未登録の塾への通塾を希望する児童・生徒がいる場合、委託事業者が塾側に参画登録を働きかける。2025年7月時点では33教室が登録している（市内外含む）。

市との関係：参画事業者の登録手続き、事業説明、クーポンの精算は全てCFCが行い、市が直接やり取りすることはない。

・利用実績（令和5年度・令和6年度）

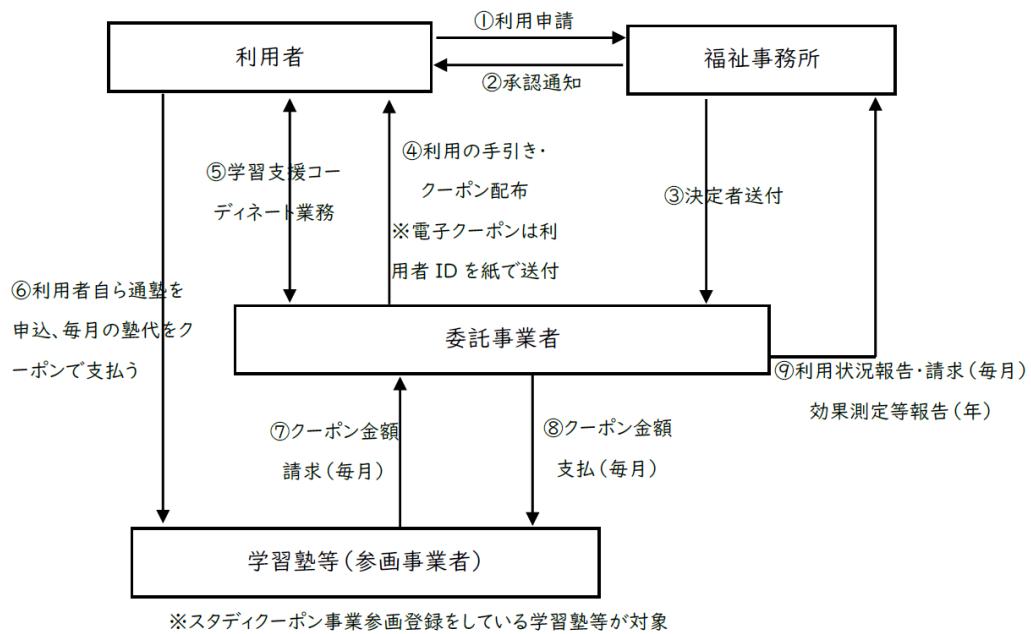
	制度対象者 ※1	立替払い	クーポン ※2
令和5年度	123名	26名	9名
令和6年度	131名	23名	16名

※1 各年度4月時点の生活保護受給世帯から抽出

※2 立替払い併用者含む

クーポン利用率は母数に対して20～25%程度であり、立て替え払い利用者が多い状況が続いている。

・クーポン利用のスキーム



・費用

委託事業費：約890万円（3年間契約）

プロポーザル方式で決定され、東京都の補助金（10/10）が活用されている。

クーポン費用（扶助費）：年間約400万円（令和6年度実績、立て替え払い分含む）
利用者が実際に塾に支払う費用。これにも東京都の補助金を活用しており、東京都は市の生活保護世帯規模に応じた上限額を設定しているが、多摩市では現状、上限を超える心配はない」とされている。

② 学習支援コーディネート業務

CFC の大学生スタッフが主体となり、クーポン利用申請を行っている子どもに対し、月 1 回オンライン（学校が終わる夕方から夜間の時間にかけて行うことが多い）での面談を実施。面談内容の指定等はなく、近況を伺い雑談しながら、悩み等があれば情報収集を行う。

・目的: 単にクーポンを渡すだけでなく、学習塾選びや入塾手続きの支援、進路相談を通して、子どもたちの自立促進を支援する。高校や大学進学の目標はあっても、その過程や進学後に何をすればいいのか分からぬといった生徒の悩み等の相談も行っている。

・対応困難ケース: 面談に消極的な利用者や連絡がつきにくい場合は、CFC の事務局職員が保護者と連絡を取り、近況を伺う。

・情報共有: 子どもとの面談や保護者との連絡の中で、ケースワーカーとの連携が必要な情報が出てきた場合は、本人同意のもと情報共有を行う。CFC と市は月 1 回の定例会議で面談内容を報告し、情報共有を図っている。

③ 関連する学習支援事業

多摩市には、スタディクーポン事業とは別に「多摩市子どもの学習支援事業」といった制度がある。

・対象者: 低所得世帯向けであり、生活保護受給世帯も含む。ひとり親家庭で児童扶養手当を受給している世帯の中学生、高校生世代や、世帯の総所得が児童扶養手当受給世帯と同程度の世帯の中学生、高校生世代も対象となる。

・提供方法: 家庭教師型と通所型の 2 種類があり、通所型とは、市が用意した会場に来て学習する形式。現在は家庭教師のトライに委託して運営されている。

・目的: 学校に行きにくい子どもや、家庭の中において一人で勉強するのが難しい子どもへの学習支援を目的としている。

・対象学年: 中学 1 年生から高校 3 年生。学校に在籍していない高校生や、中卒でも高校生世代であれば対象。

・スタディクーポン事業との関係: 併用はできない。生活保護世帯であればスタディクーポン事業も利用可能だが、子どもの状況や希望に応じてどちらかを選択する。

④ 事業の課題と今後の展望

・クーポン利用率の向上

現在のクーポン利用率は約 20~25% と、立て替え払い方式の利用者より少ない。利用が増えない大きな要因としては、以下の 2 つが挙げられる。

クーポン利用によってその家が生活保護だと分かってしまうこと

クーポンが使えない塾があること

市は、ケースワーカーが対象世帯に対して定期的にチラシを配布し、制度利用の意向を確認することで利用促進を図っている。

・対象範囲の拡充（教科外活動）

スタディクーポン事業は主要 5 教科に限定されているため、障害のある子どもや進学以外の目標（就職など）を持つ子どものニーズと合致しないといった懸念点がある。東京都の補助金メニューで 5 教科に限定されているため市の裁量は小さいが、多摩市としては、スポーツや習い事などの教科外活動も対象とすることで、子どもの自立促進に繋がる可能性があるため、今後東京都に働きかけを続けていきたいと考えている。

⑤ 教育現場との連携

現状、生活福祉課と教育現場との直接的な連携は少ない状況となっている。ケースワーカーは世帯全体の課題把握の中で、学習状況についても把握しているが、生活保護世帯であるという個人情報には守秘義務があるため、学校への一般的な周知は難しい。学校の先生が制度を周知し、気になる子どもを市に繋いでもらうことが理想である。

⑥ 効果測定と実績評価

生活保護世帯の高校進学率は約 95%と高いが、大学進学率については就職を選ぶ子どもも多いため、必ずしも高いとは言えない状況である。スタディクーポン事業は、学習したい子どもが取りこぼされないようにすることが目的であり、利用率や進学率といった数値目標だけでなく、一人でも多くの子どもが基礎学力の向上や学習意欲の向上を達成できれば目的達成としている。

⑦ ★所感等

多摩市のスタディクーポン事業は、学習意欲のある子どもが学びを通じて将来の可能性を広げられるよう支援する取組であり、非常に意義深いと感じた。5 教科に限らず、将来的にはスポーツや習い事にも活用範囲を広げる考え方は、子ども一人ひとりの多様な特性や可能性を尊重するものです。対象を小学 4 年生から高校 3 年生までと幅広く設定している点も特徴的であった。

本市では中学生対象の通所型学習支援にとどまっていることから、今後、多摩市の事例を参考に、より柔軟な支援の在り方を検討する必要があると考える。



6. 府中市「道路等包括管理事業について」

府中市は、インフラの老朽化対策と財政状況を踏まえ、将来にわたって安全なインフラを維持するため、「府中市インフラマネジメント計画 2025」を策定し、インフラマネジメントに取り組んでいる。府中市インフラマネジメント計画 2025 は、財政状況を踏まえながら、市民生活の根幹であるインフラ施設の安心安全を維持することを目標としており、この目標達成のため、インフラ管理全体、維持管理、更新の 3 つの分類で合計 28 施策、55 の取り組みを行っている。「道路等包括管理事業」は、その中の番号 50 番の施策として位置づけられている。

① 事業の概要と目的

道路等包括管理事業を検討するにあたった目的は、大きく下記の 3 つである。

- ・市民サービスの向上: 施設不具合への迅速な対応や道路環境の改善。
- ・職員の業務負担軽減: 民間委託による行政事務の効率化。
- ・経費削減: 包括的な民間委託によるコスト効率化。

市は、インフラの日常的な維持管理に官民連携手法を導入するため、平成 23 年度に国の先導的官民連携支援事業の補助を受け、検討を開始した。

・検討された 3 つの側面:

1、法務に関する検討: 指定管理者制度、包括的民間委託、PFI の 3 つを比較検討した結果、道路管理の作業を最大限民間事業者に任せつつ、行政判断を伴う事務や行政権の行使は引き続き市が保有する包括的民間委託の手法が採用された。これにより、民間事業者が行うのは「事実行為」のみとされた。

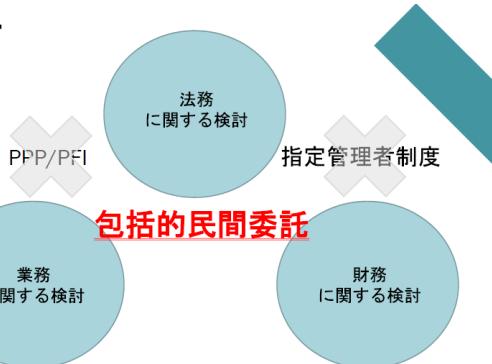
2、業務に関する検討: 委託可能な業務を洗い出した結果、当時の道路維持管理業務の約 8 割を民間委託可能と確認。

3、財務に関する検討: 包括的民間委託による VFM (Value For Money) を検証した結

果、受付事務、データ管理、道路巡回、保守などの日常維持管理業務を包括的に委託する組み合わせで、1割程度の削減効果が見込まれることが確認された。

民間活力の導入検討

- 平成23年度
道路施設包括管理検討事業調査
→課題の抽出
市職員の道路管理に係る作業時間の整理



包括的民間委託

⇒府中市道路等包括管理事業として推進

② 事業の段階的展開

府中市は、包括管理事業を下記のとおり、実行と拡大を行った。

パイロットプロジェクト

けやき並木通り周辺地区道路等包括管理事業

平成26年度～平成28年度（3か年）

市域の約0.64%が対象

コストを約7.4%削減

道路等包括管理事業（全域1期）

令和3年度～令和5年度（3か年）

全市域が対象

コストを約1%削減

試行事業

道路等包括管理事業（北西地区）

平成30年度～令和2年度（3か年）

市域の約25%（約1/4）が対象

コストを約2.6%削減

道路等包括管理事業（全域2期）

令和6年度～令和10年度（5か年）

全市域が対象

1、パイロットプロジェクト：けやき並木通り周辺地区道路等包括管理事業

（平成26年度～28年度）

・期間: 3年間

・対象エリア: 市の中心部である櫻並木通り周辺地区（約18.8ha、市域の約0.64%）

・業務: 道路や付属物の日常維持管理、苦情・要望の受付業務。

・効果

市民: アンケートで約7割が「導入前と比べて道路がきれいになった」と回答。

市: 苦情・要望件数が約42%減少。コスト削減効果は約7.4%（年間4,518万円 → 4,184万円）。

受注者: 複数年度契約による安定した人員確保、効率的な業務運営、地域要望への多角的な検討が可能になった。

2、試行事業：道路等包括管理事業（北西地区）（平成30年度～令和2年度）

・期間: 3年間（パイロットプロジェクト終了後、1年間の検証期間を挟む）

・対象エリア: 市域の約1/4にあたる約75ha（道路633路線、延長126km）。採算性

確保のため、年間約1億円程度の事業規模を目指した。

・業務：包括委託型業務（日常維持管理、要望対応）と単価契約型業務（補修更新、櫻の剪定）の2種類を導入。ポンプ室の点検清掃業務を追加、街路樹管理は除外。

・市内事業者との連携強化：市内事業者の参加を促すため、選定基準に市内事業者採用時の加点項目やJV構成企業に市内事業者を1社以上含め、出資比率25%以上とする要件を設定。

・効果

市民：アンケートで8割以上が肯定的な評価。要望相談件数が事業開始前の485件から291件へ約4割減少。

市：要望相談件数減少による予防保全的効果、管理費の削減（**約2.6%**削減、年間9,981万円→9,720万円）、職員の業務負担軽減。

受注者：複数年度契約による計画的な設備投資と人員配置、作業の柔軟性と効率性向上。

3、道路等包括管理事業（全域1期）（令和3年度～令和5年度）

・期間：3年間

・対象エリア：市域全域を3地区（東地区、南西地区、北西地区）に分割して運用。

・府中市道路管理センター設置：市民からの要望相談の受付窓口として24時間365日対応。緊急時には各地区責任者に連絡が入る体制を整備。

・業務：下表のとおり

【対象業務】

➢ 総価契約（要求水準書に基づき、受注者の判断で実施するもの）

1) 統括マネジメント業務	8) 事故対応業務
2) 巡回業務	9) 災害対応業務
3) 清掃業務	10) コールセンター業務
4) 植栽管理業務	11) 要望相談対応業務
5) 害獣・害虫対応業務	12) 占用物件管理業務
6) 道路反射鏡管理業務	13) 法定外公共物管理業務
7) 補修・修繕業務（50万円未満）	

➢ 単価契約（市の判断、指示により受注者が実施するもの）

1) 補修・更新業務	2) 樹木剪定業務
------------	-----------

※総価契約の範囲で行うことが出来ない（50万円以上500万円未満の作業が対象）

・変更点：スケールメリットを活かせなかつたため、ポンプ室の点検清掃を除外。

・課題

除草：予防保全型管理を目指すも、要望相談が多数寄せられ、年間を通じ良好な景

観維持が困難。

事務効率: 道路反射鏡の新設や用水路の維持管理が別契約となっており、職員負担や市民満足度向上の余地あり。

4、道路等包括管理事業（全域2期）（令和6年度～）

・期間: 5年間（事業期間を延長）

・展望と改善:

除草の強化: 年間3回だった定期除草を4回に増やし、年間を通じた良好な景観維持を目指す。

情報公開: ホームページで除草、街路樹剪定、低木刈り込み等のスケジュールを公開し、市民理解を促進。

事務効率の改善: 道路反射鏡の新設や用水路の維持管理を包括事業に組み込み、市民満足度向上と職員負担軽減を図る。

予防保全型管理の推進: 巡回中発見率を活用し、道路管理センターへの要望連絡前に事業者が不具合を発見・対応する予防保全型管理を推進。

市が求める水準

（全域1期）で市民から要望等の連絡があつた内容



予防保全型管理

事業者自らが定期巡回等で発見し、市民等から要望や連絡が寄せられる前に対応を行うことで市民サービスの向上を目指す。

・市民・事業者からの意見反映:

事業期間について「3年では短いため、より長い期間を希望する」との意見を受け、5年契約へ延長。

市民アンケートを実施しており、道路舗装、清掃、道路付属物管理は高評価を得ているが、植栽管理の満足度が低下したため、要求水準書の内容を一部変更。

・新規事業者の参加: 事業者説明会に24の新規事業者が参加。

・発注方法: 公募型プロポーザル方式を採用。現行事業者への優遇はなく、よりフラットな選定基準を採用。

・その他の特徴点

道路管理センター: 24時間365日のコールセンタ体制を確立。警察からの事故連絡も受付可能。

路面性状調査: 5年に1回実施し、修繕計画の優先順位付けに活用。地域要望も加味される。

車両: 巡回に使用する車両は各事業者が独自に準備。府中市の特徴的なデザインのパトロールカーも存在。

外獣・外虫対応: 街路樹に発生するカラスや害虫（チャドクガなど）への対応も業務範囲に含まれる。

事故対応: 事故発生時の現地確認から、ガードレール切断などの安全対策までを民間事業者が担当。発生費用は事故原因者へ請求。

ICT活用: 案件管理システムにより、要望受付から対応状況、写真、処理日時まで記録され、市と事業者間で情報共有が可能。

③ ★所感等

本事業は、市が従来個別に発注していた道路修繕、街路樹剪定、清掃、除草などを一括して民間企業へ委託する、全国的にも先進的な取り組みである。複数年度の契約により民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上と管理経費の抑制を図ることを目的としている。

導入当初は約1割のコストダウンが想定されていたが、昨今の物価高騰や人手不足といった課題もあり、経費削減については必ずしも当初の思惑通りには進んでいない側面もある。しかし、24時間体制の窓口・コールセンター設置により、市民からの通報へのレスポンスは良好と評価されている。市民アンケートでも約6割が街の美化を実感しているとの結果が出ており、事業のメリットは十分に発現していると言える。

新潟県三条市などの先行事例と同様、人口減少・人手不足時代におけるインフラ管理のモデルケースとして注視すべき取り組みである。特に、従来の「対症療法」的な修繕から、劣化を未然に防ぐ「予防保全」への転換という考え方は、持続可能な都市管理において極めて重要な視点であると感じた。

